



JIPDEC IT-Report 2015 Winter

特集

個人情報保護の過去・現在・未来

今年度第2号となる「JIPDEC IT-Report 2015 Winter」では、「個人情報保護の過去・現在・未来」と題し、特集を組みました。

2005年4月1日に全面施行された「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」(2013年10月5日施行)は、2015年3月10日の第189回通常国会で改正案が提出され、審議の結果、同年9月3日付で「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」として成立、同年9月9日に公布されました。

今回の個人情報保護法改正により、個人情報保護の強化、匿名加工情報を活用したビジネス展開の実現、個人情報取扱いのグローバル化、個人情報取扱事業者の対象範囲拡大等、個人情報を取り扱う事業者への影響は計り知れません。

またあわせて改正されたマイナンバー法では、現行法の社会保障、税制、災害対策分野への利用に加え、2018年をめどに、乳幼児の予防接種情報がマイナンバーで管理できるようになるとともに、今後もさまざまな行政サービスでマイナンバーが利用されるようになると言われています。

しかしながら、今年JIPDECが企業を対象に行った調査や、日本商工会議所との共催による全国セミナーでの参加者アンケート、内閣府や各新聞社の世論調査から、マイナンバーや個人情報の漏えい、不正利用を不安視する割合が高いことがわかります。これは、制度に対する理解・周知が十分になされていないことも原因の一つではないでしょうか。

そこで、今号では、個人情報保護法改正による企業への影響とその対応、マイナンバー制度の本格運用を目前に控え、事業者が個人情報保護の観点からどのようなことに注意すべきか、個人情報保護の第一人者である法学者、新保史生先生に解説をお願いしました。

あわせて、JIPDECの認定個人情報保護団体としての役割や活動内容について、保護法改正による今後の影響を含めご紹介いたします。

本誌を個人情報を取り扱う事業者はもとより、個人の皆様にも参考としていただければ幸いです。

2015年12月

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

JIPDEC IT-Report 2015 Winter

目 次

【特集】 個人情報保護の過去・現在・未来

1.個人情報保護法およびマイナンバー法の改正概要	1
..... 慶應義塾大学 総合政策学部教授 新保 史生	
.....	1
2.認定個人情報保護団体の現状と今後について	
..... JIPDEC 認定個人情報保護団体事務局	
.....	8
3.国内外の個人情報保護関連の年表	
.....	13
〈資料〉情報化に関する動向(2015年4月~9月)	15

【特集】個人情報保護の過去・現在・未来

1

個人情報保護法およびマイナンバー法の改正概要

慶應義塾大学 総合政策学部教授 新保 史生

1. はじめに

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(第189回国会:閣法34号)」は、2015年9月3日に成立し、同年9月9日に法律第65号(以下、「改正個人情報保護法」、「改正マイナンバー法」という。)として公布された。

個人情報保護法がマイナンバー法とともに改正が行われることになった理由は、マイナンバーを監督する機関として「特定個人情報保護委員会」が2014年1月1日から設置されているが、委員会を改組し、個人情報の取扱い全般にわたって監督する機関として新たに「個人情報保護委員会」を設置するためである。

マイナンバーは、2015年10月から番号の通知が始まり、2016年1月1日から制度の運用開始とともに個人情報保護委員会の設置スケジュールが決まっているにもかかわらず、当初は2015年6月には成立の見込みであった法案の可決が大幅に遅れたのは、日本年金機構の情報漏えい事件が6月1日に公表されたことによる。

2. 改正個人情報保護法の概要

法改正の理由は、個人情報の保護を図りつつ、近年の飛躍的な情報通信技術の進展に対応したパーソナルデータおよびマイナンバーの適正かつ効果的な活用を積極的に推進することにより、活力ある経済社会および豊かな国民生活の実現に資するために、個人情報の適正な取扱いと保護に必要な手続きに関し必要な法改正を行うことが目的である。

法改正においては、個人情報の範囲を明確にするとともに、個人情報を加工することにより、安全な形で活用できるようにする匿名加工情報の取扱いについての規律を定め、これら個人情報等の取扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会を設置する等、個人情報の保護と適正な取扱いに係る制度について所要の改正が行われた。

改正個人情報保護法の主な概要は、以下の6項目である。

第一に、個人情報の範囲を明確にするため、特定の個人の身体の一部の特徴を変換した符号、個人に発行される書類に記載された符号等のうち、政令で定めるものが含まれるものを個人情報に位置づけること。

第二に、本人に対する不当な差別または偏見が生じないように、人種、信条、社会的身分、病歴等が含まれる個人情報の取扱いについての規定を整備すること。

第三に、安心、安全なパーソナルデータの利活用を推進するため、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、かつ、その個人情報を復元できないようにしたものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、その取扱いについての規定を整備すること。

第四に、近年深刻化している個人情報漏えい事案への対応として、個人情報の第三者提供を受ける際に取得経緯等の確認および記録の作成等を義務づけるとともに、不正な利益を図る目的により個人情報データベース等の提供をした際の罰則を整備すること。

第五に、個人情報の適正な取扱いを確保すべく、その取扱いを行う事業者等を一元的に監視、監督する体制を整備するために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を根拠とする特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会を設置することとし、その組織や所掌事務等についての規定を整備すること。

第六に、企業活動のグローバル化に伴う個人情報の適正かつ円滑な流通を確保するため、外国にある第三者に個人データを提供する場合についての規定を整備するとともに、外国事業者等が、国内にある者に対する物品または役務の提供に関連して取得した個人情報を、外国において取り扱う場合についての規定を整備すること。

3.改正マイナンバー法の概要

マイナンバー法の改正においては、マイナンバーの利活用を推進するため、預金保険機構における預金等に係る債権額の把握に関する事務や、健康保険組合が行う特定健康診査に関する事務等におけるマイナンバーの利用など、マイナンバーの利用範囲を拡充するとともに、地方公共団体がマイナンバーを独自に利用する場合における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携等について、所要の規定を整備している。

4.いわゆる「パーソナルデータ」の取扱い

個人情報保護法では、「特定の個人を識別することができる」情報を個人情報と定義している。しかし、個人情報は、氏名など、その情報単独で特定の個人を識別できる情報だけではない。各種の識別番号や符号など、他の情報と照合することで個人情報になるものもある。

「個人に関する情報」ではあるものの、ただちに「個人情報」に該当するか明確ではない情報がある。位置情報や購買履歴など、取得等の際に特定の個人が識別されなかったものでも、他の個人に関する情報との組み合わせや連結などによって、事後的に特定の個人を識別できる情報があげられる。膨大な量の情報を集め分析をする「ビッグデータ」の取扱いによって、その重要性が一層高まっている。これらを「パーソナルデータ」と称し、その情報の適正な取扱いと保護のために必要な手続きを整備することが法改正の背景の一つである。

5.「グレーゾーン」の解消

個人情報保護法の改正のもう一つの目的は、「グレーゾーン」の解消である。しかし、個人情報の取扱いをめぐる問題は、形式的、定型のかつ一律に判断することができない問題が多い。改正法においては新たな定義を設けつつも、詳細については法令や委員会規則で定めることにより、時宜に応じて柔軟に対応できる余地を残している。

しかし、法律の執行にあたっては委員会規則で定められる事項も含めて、高度に専門的な判断をしなければならない場合が多くなることが予想される。個人情報の取扱いをめぐる法執行においては、あらゆる事業者が多種多様なサービスにおいて個人情報を取り扱うため、個人情報の取扱いをめぐる問題として対応が必要な事案が膨大な量にのぼるとともに、形式的な判断によって対応できないグレーな問題が多いことから、そのような諸問題に時宜に応じて適切に判断するために必要な、十分な組織体制と専門的な知識の活用が求められる。

6.なぜプライバシーの保護が必要なのか

以上のとおり、個人情報保護法改正の背景には、①ビッグデータの利活用推進と②グレーゾーンの解消の必要性がある。

データの解析手法が飛躍的に進化し、大量のデータから必要なデータを効果的に抽出・分析し利用することが可能となり、新事業の創出や新たな知見の導出などが期待されている。利用者の購買履歴を分析することで的確な「お勧め商品」を提示したり、趣味嗜好に応じた広告を表示することは、事業者の収益向上とともに利用者にとっても必要な情報を効率的に得られるメリットがある。しかし、さまざまな付加価値向上のための利用が注目される一方で、本人が知らないうちに詳細な個人情報が取得され、個人のプライバシーが明らかになるおそれがある。

しかし、「プライバシーが保護されなければならない理由」が一般によく理解されていない現状がある。「プライバシーマーク」は名称こそプライバシーを冠しているが、JIS Q 15001に基づく「個人情報」の適正な取扱いと保護のために必要な要求事項に基づく認証制度である。よって、プライバシーマークの認定を受けている事業者であっても、なぜ「プライバシー」を保護しなければならないのか、実感として理解していない事業者が多いのではないだろうか。

個人情報は、他人に教えることで自分の存在を証明し、社会のさまざまな活動を行う上で不可欠な情報である。一方、他人に知られることを欲しない情報が、本人の同意なしに利用されるとなると、自らの意思に基づく「自由」な活動が制約されてしまうため、個人のプライバシー保護が重要なのである。

ところが、どのような情報がプライバシーに当たるかはさまざまな条件や人の感覚によって異なる。企業にとっては、どのような利活用が適正なのか判断することが困難な場合が多く、消費者にとっても自分のプライバシーが明らかになるのではという不安

が払拭できないことがある。明確な判断ができないということは、明確に推進することもできないことを意味する。新たなイノベーションの推進は不可欠である。しかし、どのような情報が、どのような目的で利用されるのか、透明性が確保された上で利用されることが前提となる。不透明な情報の取扱いは消費者の不信感を助長し、新たなビジネスモデルへの懸念を生じさせ、せっかく考案した新たなビジネスモデルの展開に支障を及ぼすおそれもある。

自由な利活用が許容されるのかが不明確な「グレーゾーン」が発生・拡大したことにより、個人情報の範囲の曖昧さに起因する取扱いの躊躇の解消、事業者による不透明な個人情報の取扱いへの懸念の解消が求められるようになった。そのような背景から、保護されるべきパーソナルデータが適正に取り扱われることを明らかにし、安心して個人に関する情報が利用される制度を整備することが、個人情報保護法改正の背景にあることを認識する必要がある。

7. 改正個人情報保護法の内容

7.1 定義

今回の法改正により、個人情報の範囲に変更はないものの、定義の明確化のために新たな定義が追加されている。追加された定義は、個人識別符号、要配慮個人情報、匿名加工情報、匿名加工情報取扱事業者、匿名加工情報データベースである。

7.2 個人情報の定義

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものと定義されている。

- ①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- ②個人識別符号が含まれるもの

「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものである。

- (1)特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの。
- (2)個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの。

7.3 その他の定義

「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

「個人情報データベース等」の定義から、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものが除かれる。

「個人情報取扱事業者」の定義から、その取り扱う個人情報の量および利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者を除く旨の規定が削られるため、特定の個人の数が5,000件を超える事業者であるか否かに関係なく、個人情報取扱事業者の義務を負うこととなる。

「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

「匿名加工情報取扱事業者」とは、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを事業の用に供している者をいう。

7.4 個人情報取扱事業者の義務

個人情報取扱事業者の義務については、①利用目的の特定、②適正な取得、③データ内容の正確性の確保等、④第三者提供の制限、⑤外国にある第三者への提供の制限、⑥第三者提供に係る記録の作成等、⑦第三者提供を受ける際の確認等、⑧開示等について改正がなされている。

- ①「利用目的の特定」については、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないものと規定が改められた。一看するとどの部分が改正されたのかわかりづらい点であるが、「相当の」という文言が削除されている。
- ②「適正な取得」については、一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得することが禁止される。JIS Q 15001の3.4.2.3「特定の機微な個人情報の取得、利用及び提供の制限」とは異なる点に注意が必要である。JISで定めている、a)思想、信条又は宗教に関する事項、b)人種、民族、門地、本籍地(所在都道府県に関する情報を除く。)、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項、c)勤労者の団結権、団体交渉その他団体行動の行為に関する事項、d)集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項、e)保健医療又は性生活に関する事項と、改正法が定める「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述」を比較すると、その対象は異なるものである。JISの機微情報は、EUの個人データ保護指令第8条が定める機微情報の定義を参考にしたものであり、改正法が定める差別の要因となる情報とは趣旨が異なる。
- ③「データ内容の正確性の確保等」については、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努力義務が定められた。
- ④「第三者提供の制限」については、オプトアウト規定の見直しがなされている。一定の場合にあらかじめ本人の同意を得ないで当該本人が識別される個人データを第三者に提供することができる旨のオプトアウトに関する手続きにおいて、当該規律の対象となる個人データから要配慮個人情報が除かれている。オプトアウトにより本人の同意を得ずに個人データを提供するためには、一定の事項を個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない手続きが新たに定められた。個人情報保護委員会は、オプトアウトに係る事項の届出があったときは、委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。
- ⑤「外国にある第三者への提供の制限」については、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、一定の場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合、第三者提供の適用除外となる共同利用や委託先への提供であっても、外国にある第三者への提供にあたっては本人同意原則の対象からは除外されていない。
- ⑥「第三者提供に係る記録の作成等」については、個人データを第三者に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならない。
- ⑦「第三者提供を受ける際の確認等」については、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による当該個人データの取得の経緯等を確認するとともに、当該個人データの提供を受けた年月日等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならない。
- ⑧「開示等」については、本人が個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができるものとするとともに、一定の場合において、当該保有個人データの内容の訂正、追加もしくは削除、利用の停止もしくは消去または第三者への提供の停止を請求することができることとなった。開示等の手続きは、あくまで本人からの「求め」ができる規定となっていたため、裁判においても具体的請求権を行使する際の根拠規定としては否定的な判断が示されてきたため、今回の法改正により「請求権」としての位置づけを明確にしたものである。なお、本人が当該請求に係る訴えを提起しようとするときは、一定の場合を除き、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。

7.5 匿名加工情報取扱事業者等の義務

個人情報を匿名化した場合であっても、個人データの提供元に加工前の個人情報が残存している場合、当該データを保有している事業者内部では容易照合性があるため、当該データは引き続き個人データに該当し第三者提供の制限を受ける。一方、匿名化した後に照合可能な情報(対応表や照合表)が提供元に存在しない場合は、個人データに該当しない。

しかし、元の個人情報と照合できる情報「対応表」が破棄されない限り、その情報は「個人データ」としての呪縛から逃れられず、第三者提供の制限を免れることはできないことになる。

対応表を破棄して非個人情報化すればよいのでは、という考えもあるかもしれないが、ビッグデータの活用において対応表の破棄を求めるなど照合可能性を完全喪失したデータとしての取扱いを義務づけることは、まさに利活用を阻害し、「事業者の負担(不利益)」になると考えられる。また、法が定める第三者提供の制限を回避することを目的として、単に対応表を破棄することは現実的ではない。

そこで、個人情報の識別可能性の判断は提供先における不確実な要素に左右されることがない提供元を基準に判断し、提供先において特定の個人を識別できない情報として取り扱うことを目的としたデータを提供元で加工する手続きを定めるため、新たに「匿名加工情報」の取扱いに関する手続きが定められた。

匿名加工情報の取扱いに係る手続きは、①匿名加工情報の作成等、②匿名加工情報の提供、③識別行為の禁止、④安全管理措置等が定められている。

①「匿名加工情報の作成等」については、匿名加工情報の作成等について、次の手続きが定められた。

(1)匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することおよびその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

(2)匿名加工情報を作成したときは、加工の方法に関する情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならないものとするとともに、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

(3)匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うにあたっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

②「匿名加工情報の提供」については、匿名加工情報取扱事業者(匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者を含む。)は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目およびその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

③「識別行為の禁止」については、匿名加工情報(自ら個人情報を加工して作成したものを除く。)を取り扱うにあたっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、加工の方法に関する情報等を取得し、または当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

④「安全管理措置等」については、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

7.6 監督に関すること

改正個人情報保護法の最も重要な点は、個人情報取扱事業者の監督を行う主体が、主務大臣から個人情報保護委員会に法の執行体制が改められることである。これにより、委員会は、個人情報取扱事業者および匿名加工情報取扱事業者の監督を行うことになる。

監督権限については、①報告および立入検査、②指導および助言、③権限の委任が定められている。

①「報告および立入検査」として、個人情報保護委員会は、一定の場合において、個人情報取扱事業者または匿名加工情報

取扱事業者(以下、「個人情報取扱事業者等」という。)に対し、個人情報または匿名加工情報(以下、「個人情報等」という。)の取扱いに関し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、検査させる等することができる。

②「指導および助言」として、個人情報保護委員会は、一定の場合において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導および助言をすることができる。

③「権限の委任」については、個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があること、その他の政令で定める事情があるため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、①「報告および立入検査」による権限を事業所管大臣に委任することができる。

なお、事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

7.7 民間団体による個人情報の保護の推進

民間団体による個人情報の保護の取組みについては、認定個人情報保護団体の認定および監督を行う主体が、主務大臣から個人情報保護委員会に改められている。

それに伴い、認定個人情報保護団体による個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出る義務が新たに定められている。

個人情報保護指針について、

- (1)認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針(個人情報保護指針)を作成するよう努めなければならない。
- (2)認定個人情報保護団体は、(1)により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- (3)個人情報保護委員会は、認定個人情報保護団体による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。

7.8 個人情報保護委員会

今回の法改正の最重要課題はプライバシーコミッショナー制度(第三者機関)の創設である。個人情報保護委員会の体制整備・委員会の機能強化が重要な課題であることは言うまでもない。

個人情報保護法の改正の目的の一つは、グレーゾーンの解消であった。しかし、個人情報の取扱いをめぐる問題は、形式的、定型のかつ一律に判断することができない問題が多いが故にグレーゾーンが生じてきた。そのため、改正法においては新たな定義を設けつつも、新たな手続き(義務)については、政令や委員会規則で定めるとすることにより時宜に応じて柔軟に対応できる余地を残している。

しかし、法律の執行にあたっては、委員会規則で定められる事項も含めて高度に専門的な判断をしなければならない場合が多くなることが予想される。

7.9 グローバル化への対応

個人情報の取扱いは、ネットワークにおいて大量の情報の取得および利用が日常的に行われるようになるにつれ、国境を越えてデータが日々流通している。個人情報の適正な取扱いと保護のためには公平かつ公正な法執行環境を確保し、事業者および消費者双方にとって安全で安心な個人情報の取扱環境が保たれることが、ネットワークおよび情報化社会の発展のために急務の課題となっている。

当該目的を達成するため、国内における統一かつ実効性ある法執行および国際基準に対応した執行体制および越境執行協力が必要であり、そのために必要な個人情報・プライバシー保護法制の構築と執行体制の整備が求められてきた。

改正法においては、①適用範囲、および②外国執行当局への情報提供、ならびに前述の外国の第三者への提供に係る手続

きが整備された。

- ①「適用範囲」については、国内にある者に対する物品または役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報または当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても適用される。
- ②「外国執行当局への情報提供」については、個人情報保護委員会がこの法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができることとなった。

7.10 罰則

不正な利益を図る目的での個人情報データベース等提供罪が新たに創設された。個人情報の漏えいについては、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」においては、名簿屋規制として継続的検討課題となっていた。しかし、大手教育事業者からの大量の個人データ漏えい事件の発生により具体的な対応が求められた。これにより、いわゆる名簿事業者を規制するための個人情報保護法の規定の整備と、漏えいしたデータを取得しダイレクトメールの発送等に利用している事業者に対する対応として不正競争防止法改正がなされた。

改正個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員、代表者または管理人）もしくは従業者またはこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するものとされた。

8. マイナンバー法の改正

マイナンバー法の改正においては、マイナンバーの利用範囲・情報連携の範囲の拡充等関係（第6条関係）として、①地方公共団体が行う独自利用事務において情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とするものとする、②医療等分野その他の分野におけるマイナンバーの利用範囲・情報連携の範囲を拡充することが定められている。さらに、金融分野における個人情報の活用（第7条関係）として、預貯金口座への付番により、預金保険機構等が行う金融機関破綻時の預金保険制度等における債権額の把握に関する事務においてマイナンバーを利用できるようになる。

1. はじめに

2015年9月3日に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」（以下、「改正個人情報保護法」という。）が可決、成立した。

改正個人情報保護法は、その改正のポイントとして「個人情報の定義の明確化等」、「適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保」、「個人情報の流通の適正さを確保」、「個人情報保護委員会の新設及びその権限」、「個人情報の取扱いのグローバル化」、「請求権」等の重要事項を含んでいる。その他、上記に掲げるポイントの実現を図るよう、認定個人情報保護団体の今後の役割について変更がなされている。

2. 認定個人情報保護団体としてのJIPDEC

一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)は、2005年6月27日付で経済産業大臣および総務大臣より、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号。以下、「保護法」という。)」の第37条第1項に基づく認定個人情報保護団体として認定を受け、現在まで活動を続けてきた。

JIPDECの認定個人情報保護団体の対象事業者は、2015年12月2日現在で9,976社となっており、国内に42ある認定個人情報保護団体の中でも最大規模である。

JIPDECでは、1998年4月より、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合し個人情報の適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等にマークの使用を認める「プライバシーマーク制度」を行っている。この制度と認定個人情報保護団体は一見同じようなものと考えられがちであるが、認定個人情報保護団体は、民間が自主的に運営する第三者認証制度であるプライバシーマークとは異なり、保護法に基づいて個人情報保護に対する事業者の意識を高め、自主的な取組みを促すために設けられた、まったく別の制度である。

3. そもそも、認定個人情報保護団体とは何か

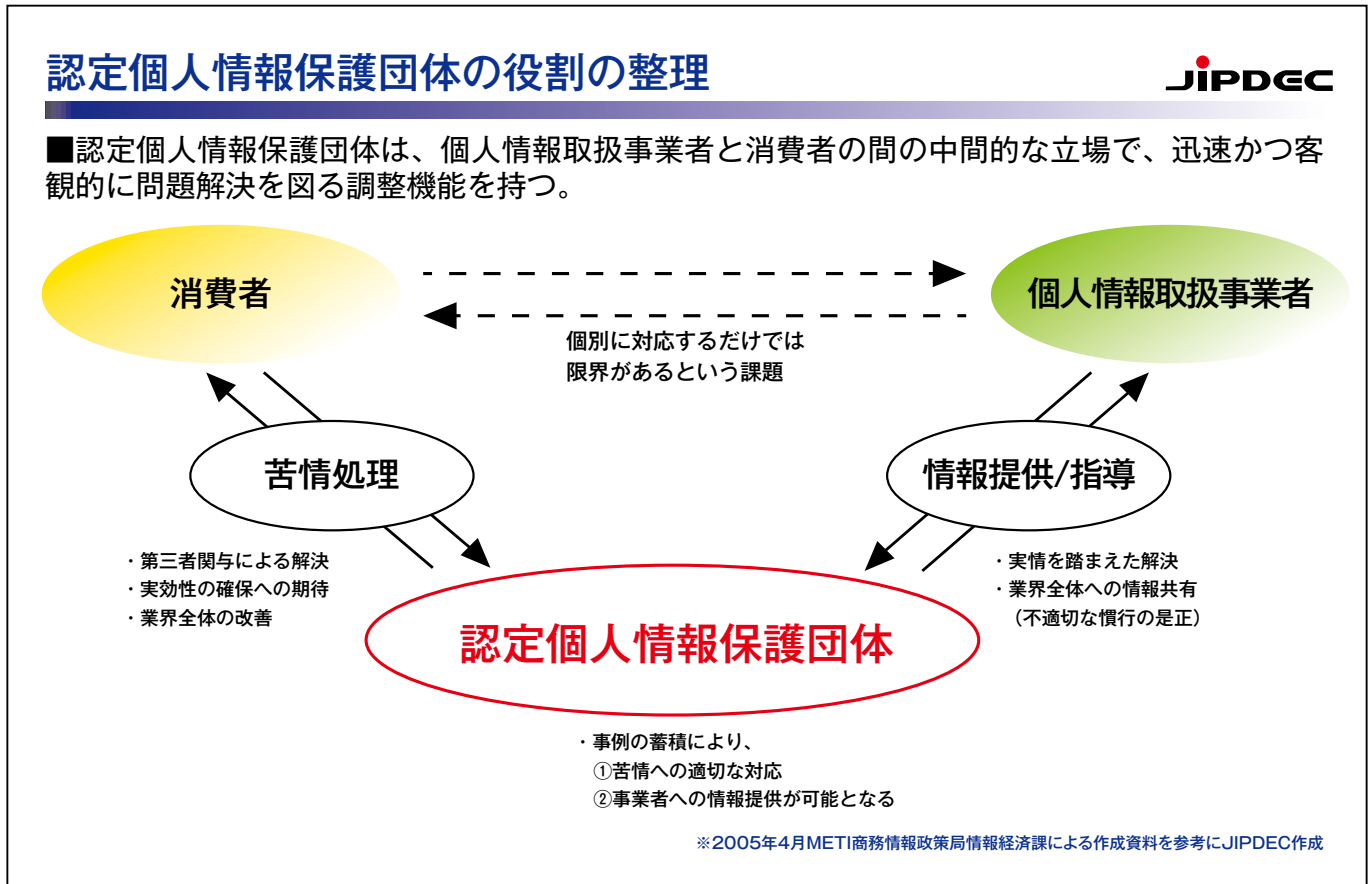
保護法では、法の適用を受ける事業者(個人情報取扱事業者)は、個人情報の適正な取扱いを確保するための取組みを自発的に確立しなければならない。認定個人情報保護団体制度は、事業者の自発的な取組みを促進し、法の趣旨を踏まえて個人情報の保護を推進する目的で定められており、各団体は保護法第37条の規定に基づいて主務大臣から認定を受けることとなっている。

認定個人情報保護団体の業務(以下、「認定業務」という。)は、保護法第37条で以下のとおり規定されている。

- ①業務の対象となる個人情報取扱事業者(以下、「対象事業者」という。)の個人情報の取扱いに関する苦情の処理
- ②対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する情報の提供
- ③そのほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

特に①の「苦情の処理」の機能は重要で、個人情報取扱事業者と、消費者との間の直接対応のみでは限界があることを想定した調整機能といえる。保護法では、個人情報取扱事業者は、保有個人データの取扱いに関する本人からの苦情に関しては、当事者として自ら対応しなければならないことが規定されている(第31条)。しかし、場合によっては当事者同士で解決を図ることが困難な場合もあり得る。そのような場合、苦情の申出を行う消費者等本人から認定個人情報保護団体に苦情、問合せ、質問等を行い、事業者とは一定の距離を置いた対応が可能ともなり得る。別の角度から見れば、認定個人情報保護団体の対象事業者となることは適切かつ客観的な苦情対応が可能な措置を講じている事業者とも言えるため、消費者からの信頼獲得への一助ともなり得る。

一方で、認定個人情報保護団体には、これら対象事業者と消費者等との苦情処理に係る調整の成果を蓄積し、対象事業者全体への情報提供という形でフィードバックを行う機能もある。対象事業者にとっては、適切な苦情への対応および再発防止策のノウハウが得られるメリットがある。これが②に示す「情報の提供」であり、その一環として、JIPDECでは、ホームページでの各種情報発信やセミナーの開催等を通じた啓発活動を、年間を通じて行っている。



図表 2-1. 認定個人情報保護団体の役割の整理

上述の「苦情の処理」について、認定個人情報保護団体は保護法第42条に基づき、以下のような事項を取り扱うこととなっている。

- 1)個人情報の本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求める。
- 2)苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求める。

このうち、2)について、対象事業者は、認定個人情報保護団体からの求めについて、正当な理由がなく拒むことはできない(第42条3項)。すなわち、法に基づき、認定個人情報保護団体には、対象事業者の個人情報の取扱いに係る苦情等の処理に対する権限が付与されていると言える。

また、このような苦情処理を適切に実施するため、保護法では、団体の認定基準として「認定業務を適正かつ確実にを行うため必要な業務の実施方法が定められている」、「認定業務を行うに足りる知識・能力並びに経理的な基礎がある」、「認定業務以外の業務により、認定業務が不公正なものとなるおそれがない」等と定めている(第39条)。このうち、「認定業務を行うに足りる知識・能力」について言うと、たとえばJIPDECの場合は、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活専門相談員等の資格を持つ経験豊富なスタッフが常駐し、苦情等に対応している。

なお、認定個人情報保護団体には、その業務を適正に行い信頼性を確保するため、保護法で以下のようなことも課せられている。

- ・業務の実施に際して知り得た情報の目的外利用の禁止(第44条)
- ・主務大臣による報告の徴収、改善命令、認定の取消し(第46条～第48条)

以下に、対象事業者や消費者から見たメリットという観点で、認定個人情報保護団体制度を今一度、総括整理する。

(対象事業者のメリット)

- ① 認定個人情報保護団体が中間的な立場で関与することで、迅速・円滑な苦情の解決が期待できる。
- ② 認定個人情報保護団体から適切な情報が提供されることによって、適切な個人情報保護への取組みが維持できる。

(消費者にとってのメリット)

- ① 認定個人情報保護団体が第三者機関の立場で関与することで、迅速・円滑な苦情の解決が期待できる。
- ② 自らの個人情報の取扱いにつき、事業者側で安心・安全な環境の整備が期待できる。

その他、JIPDECの認定個人情報保護団体の対象事業者で個人情報の取扱いに関する事故が発生した場合、事業者の主務大臣が経済産業大臣であれば、対象事業者はJIPDECを通し、経済産業省に事故報告書を提出することができる。すなわち、対象事業者は、経済産業省への事故報告のために別途文書を作成しなくともよく、JIPDECが一元的に事業者からの事故報告を受け付け、経済産業省にはJIPDECが報告を一括して行うことができることとなる。ただし、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(平成26年12月12日厚生労働省・経済産業省告示第4号)」で、機微にわたる個人データ、信用情報やクレジットカード情報等を含む個人データが漏えいし、二次被害が発生する可能性が高い場合等は、主務大臣に逐次速やかに報告することが定められている。つまり、二次被害の発生が見込まれ、緊急性の高い場合に限っては、対象事業者から直接主務大臣への報告が必要となる点に注意が必要である。

このように、事業者は認定個人情報保護団体の対象事業者となることによって、少なからぬメリットを得ることができると考えられる。

なお、保護法で認定個人情報保護団体の対象となるのは、個人情報取扱事業者となっている。すなわち、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6カ月以内のいずれかの日において5,000人を超える事業者が保護法上の本来の対象である。

ただし、JIPDECの場合、保護法における「個人情報取扱事業者」の定義に当てはまらない場合でも、JIPDECの個人情報保護指針を遵守しているとJIPDECが認めた場合には、認定個人情報保護団体の対象事業者となることができる。

4. 今後期待される認定個人情報保護団体の役割

保護法においては、上述のとおり「苦情の処理」、「情報の提供」が認定個人情報保護団体の主たる業務領域ではあったが、昨今では新たな役割が期待されることとなった。

JIPDECを認定する経済産業省では、認定個人情報保護団体を認定するための手続指針である「認定個人情報保護団体の認定の申請等の手続についての指針」を改訂し、2014年6月26日付で公表した。

この改訂の背景だが、アジア太平洋経済協力(Asia-Pacific Economic Cooperation:以下、「APEC」という。)における越境プライバシールール(Cross Border Privacy Rules:以下、「CBPR」という。)システムを日本において導入することにある。APECでは、参加する21のエコノミー(国および経済地域をAPECではこのように呼称する)にまたがって電子商取引等で流通する個人情報の保護のため、OECDガイドラインに準拠した9原則からなる「APECプライバシー原則」を定めている。CBPRシステムというのは、この原則を基に、エコノミー間での具体的な認証体制や認証基準を定めた、自主的運用のための非拘束的枠組みである。

2014年4月、APECにより日本のCBPR参加が承認された(2015年10月時点で参加が承認されているのは、①米国、②メキシコ、③日本、④カナダの4つのエコノミーである)。

CBPRシステムの特徴として、各エコノミーであらかじめ認定された中立な認証機関を有する必要があり、CBPRシステムの認証は、CBPRの参加エコノミー内の事業者の申請に基づき、認証機関が実施する。この認証機関をアカウントビリティ・エージェント(Accountability Agent: 以下、「AA」という。)と呼び、CBPRシステム認証を申請する事業者は、自社のルール・体制について自己審査を行い、その内容についてAAから認証審査を受ける仕組みである。当該認証機関の認証を受けた企業等は、自社の個人情報の取扱いがAPECプライバシー原則に適合していることを示すことができるようになり、APEC域内での事業活動を円滑に行えるようになることが期待されている。

CBPRシステムは、各エコノミーがそれぞれの国内法令により執行力を及ぼすことを前提に成り立っている。このため、日本では保護法との整合上、認定個人情報保護団体の業務にAA業務を組み入れ(保護法第37条の第1項3号に基づく認定個人情報の業務のうち「対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務」と考える)、当該団体および対象事業者に政府の執行力を及ぼす枠組みとなっている。上述の「認定個人情報保護団体の認定の申請等の手続についての指針」の改訂は、この主旨に対応したものであり、認定個人情報保護団体が、AAに係る業務を行う場合に必要な申請手続事項が追加された。なお、当該改訂によって経済産業省が所管するすべての認定個人情報保護団体がAAになるわけではなく、あくまで業界等のニーズに対応し、かつ追加要件を満たす認定個人情報保護団体の申請に基づいて認定されるものである。JIPDECは当該改訂に対応し、JIPDECの対象事業者へのCBPR認証業務を開始すべくAA申請を行っており、現在はその審査中である。

ここまで、保護法に基づく認定個人情報保護団体の役割について述べてきたが、冒頭に言及したとおり、改正個人情報保護法では、保護法における第43条が以下のとおり改正された。これは、保護法で定める認定個人情報保護団体の役割の拡大を示すものと考えられる。すなわち「匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項」に関するルールを認める役割を担うこととなる。さらに、この規定の趣旨に沿った指針が、「消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて」作成するよう求められ、新設される「個人情報保護委員会」への届出が義務づけられることとなる。上述のCBPRシステムへの対応に加え、認定個人情報保護団体の役割が一層重要なものとなる改正内容である。

保護法	改正後の保護法
<p>(個人情報保護指針)</p> <p>第四十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成し、公表するよう努めなければならない。</p> <p>2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。</p>	<p>(個人情報保護指針)</p> <p>第五十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。</p> <p>2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。</p> <p>4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。</p>

図表2-2.個人情報保護法（個人情報保護指針）新旧対照表

認定個人情報保護団体は、法律の下で個人情報保護に対する事業者の意識を高め自主的な取組みを支援するための制度であるが、「苦情の処理」の役割の中で言及されるとおり、対象事業者と消費者との中間に立つ中立的な存在であることの意義は大きい。指針に係る規定が「消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて」と改正されることから、消費者の安心を得る個人情報保護のあり方を追求するための機能として、認定個人情報保護団体への社会の期待感は、今後ますます高まることと考えられる。その意味で、より安心・安全な情報活用環境構築を支えていくJIPDECは、数多くの対象事業者を擁する立場からも、当該認定個人情報保護団体の運営活動にますます注力し、個人情報の保護が適切に行われる社会の実現に向け貢献して行く所存である。

3

国内外の個人情報保護関連の年表

日本	年	海外	
徳島県徳島市「電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」施行 コンピュータ処理された個人情報の適正な管理が目的 (6/28)	1973		
	1974	アメリカ	「プライバシー法」制定
「電子計算機処理データ保護管理準則」策定	1976		
	1977	ドイツ	「データ処理における個人データの濫用防止に関する法律（連邦データ保護法）」制定（1月）（2009年に改正）
	1978	フランス	「データ処理・データファイル及び個人の自由に関する法律」制定
		カナダ	「カナダ人権法」制定
	1979	コミッショナー	「プライバシー・コミッショナー会議」開始
	1980	欧州評議会	閣僚委員会が「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約（条約第 108 号）」採択（9/17）
		OECD	「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」採択（9/23）
	1981	欧州評議会	「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約（条約第 108 号）」発布（1/28）
	1982	カナダ	「連邦プライバシー法」制定
	1983	ドイツ	ドイツの憲法にはデータに関連したプライバシーの権利が含まれていないが、連邦憲法裁判所が個人の「情報を自己決定する権利」を公式に認める
福岡県春日市にて「個人情報保護条例」可決（7/4）。10/1 施行	1984	アメリカ	「ケーブル通信政策法」制定
		イギリス	「データ保護法」制定（1998年に改正）
	1985	欧州評議会	「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約（条約第 108 号）」発効（10/1）
JIPDEC、民間事業者を対象とした「個人情報保護に関する調査研究」に着手	1986	アメリカ	「電子通信プライバシー法」制定
「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案」閣議決定	1988	アメリカ	「コンピュータ・マッチング及びプライバシー保護法」制定
JIPDEC、「民間部門における個人情報保護のためのガイドライン」策定（5月）			「ビデオプライバシー保護法」制定
「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」公布（12/16）（「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」で全部改正） 1989年10月1日に第三章と23条以外の規定が施行 1990年10月1日に全面施行			
	1994	韓国	「公共機関における個人情報保護に関する法律」制定
		フランス	フランス憲法では明示的にはプライバシーの権利は保護されていないが、憲法裁判院がプライバシーの権利は憲法に内在的に含まれていると裁定

日本	年	海外	
	1995	香港	「個人データ（プライバシー）法」制定
		台湾	「1995年コンピュータ処理に係る個人情報の保護に関する法律」制定
		EU	「個人データ取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州会議及び理事会の指令」公示（10/24） （加盟国に3年以内の個人情報保護法制の整備を求める）
	1996	アメリカ	「電気通信法」制定
通商産業省、「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」公表（3/4）	1997		
JIPDEC、プライバシーマーク制度開始（4/1） （1997年の「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」に基づく）	1998	アメリカ	「児童オンラインプライバシー保護法」成立（10/21）
		EU	「EUデータ保護指令」施行（10/24） スウェーデンで、アメリカン航空に対してスウェーデン国内で収集した搭乗者の個人情報を米国内の予約センターに移転することを禁じる（11月）
			イギリス
「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」制定（3/20）	1999		
	2000	カナダ	「個人情報保護及び電子文書法」制定
		EU	EU・米国間における「セーフハーバー協定」締結（7月）
「個人情報保護法」公布・一部施行（5/30）	2003		
	2004	APEC	「APEC プライバシーフレームワーク」採択（10/29）
「個人情報保護法」全面施行（4/1）	2005		
「JIS Q 15001：2006」に改正	2006		
	2007	APEC	「越境プライバシールール」策定 「パスファインダープロジェクト」の試験的な取り組み開始
	2012	EU	「EUデータ保護規則案」提出
		アメリカ	「消費者プライバシー権利章典」が掲載された行政白書にオバマ大統領が署名（2/23）
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および関連法公布（5/31）	2013	OECD	「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」改正（7/11）
特定個人情報保護委員会発足（1/1）	2014		
APEC 越境プライバシールールシステムに参加（4月）			
「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」成立（9/3）	2015	アメリカ	「米国自由法」成立（6/2）

〈資料〉 情報化に関する動向(2015年4月～9月)

国内	海外
2015年4月	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ヤフーとカルチュア・コンビニエンス・クラブ、2014年5～6月のプライバシーポリシー改訂に従い、両社サービス利用者の行動履歴の情報連携開始。 ・ 法務省調査、2014年のインターネット上の人権侵害が前年比49.3%増の1,429件に。 ・ 情報通信研究機構(NICT)、災害時のTwitterの信頼性を見分けられる分析システム「DISAANA(ディサーナ)」のリアルタイム版をウェブ上で試験公開。 ・ 警視庁、不正送金ウイルス「VAWTRAK(ボートラック)」の一斉駆除を開始。ウイルスを無力化するデータを配布して被害を防ぐ方法は世界初。 ・ 千葉地裁松戸支部、グーグルマップの口コミで名誉を毀損されたとする医療機関の削除要請を受け、米Googleに削除命令(仮処分決定)。 ・ トレンドマイクロ調査、2014年国内の標的型サイバー攻撃において、日本国内に設置された遠隔操作用サーバが利用された事例の割合が2013年の7倍以上に増加。 ・ 東京高裁、警視庁の公安情報の流出によりプライバシーが侵害されたとするイスラム教徒17名による賠償責任問題で、都に9,020万円の支払いを命じた東京地裁の1審判決を支持。 ・ NTT、トロント大学と共同で、光の送受信装置だけで長距離量子通信が行える新理論発表。 ・ 東京都、「東京都オープンデータ一覧(試行版)」開設。 ・ 警視庁、プロキシサーバ運営業者による不正アクセス事件で押収したサーバを解析した結果、日米韓、台湾の延べ約785万件のID、パスワードを発見。 ・ 総務省調査、プライバシーポリシーに利用者情報の外部送信について記載がないにもかかわらず、外部に送信されてしまう不適正なアプリが約1割。 ・ グーグルマップ、改ざんされて不適切な施設名称が表示。グーグルはユーザによるスパム攻撃と発表。 ・ 政府、人口の動き、企業間取引等のビッグデータを使った地域経済分析システム「RESAS(リーサス)」の供用開始。 ・ トレンドマイクロ調査、日米欧の約8割がIoT時代のセキュリティを懸念。日本では情報漏えいを心配する傾向。 ・ NTTドコモ、ソフトバンクモバイル他27社、ウェアラブル端末に関する共同研究体「デバイスWebAPIコンソーシアム」設立。 <p><JIPDEC関連ニュース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本商工会議所との共催により、全国9カ所で「企業におけるマイナンバー制度実務対応セミナー」開催(～6月まで)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米政府、米国の資産へのサイバー攻撃で利益を得ようとする悪質なサイバー犯罪者を制裁するための大統領令発表。 ・ Google、不正証明書発行問題を受け、中国の認証機関CNNICが発行する証明書をブロックすることを決定。 ・ 欧州刑事警察機構(Europol)、米連邦捜査局(FBI)など各国捜査機関、セキュリティ企業と連携してボットネット「Beebone」を摘発。 ・ トロント大学Citizen Lab、ソフトウェアバージョン管理サービスGitHubが受けたDDoS攻撃に中国のサイバー攻撃システム「Great Cannon」が使われたと発表。 ・ IDC調査、2015年第1四半期の世界のPC出荷台数が前年同期比6.7%減の6,850万台。2009年以降の低迷。 ・ 国際刑事警察機構、シンガポールで新組織IGCIを本格始動。組織トップの総局長には日本の警察庁から派遣された中谷氏が就任。 ・ 米連邦通信委員会、自由でオープンなインターネットに関する新規則「ネット中立性規則」を連邦官報で正式発表。ISP業界団体の米国電気通信協会が連邦法違反として、官報掲載直後に提訴。 ・ 世界経済フォーラム、「2015年版世界IT報告」発表。シンガポールが首位で日本は前年16位から10位に上昇。 ・ 欧州委員会、Googleが検索エンジンの独占的地位を利用してショッピングサービスを優遇するとして、異議告知書を送付。モバイル端末向けOSの「Android」に対する競争法違反調査を開始。 ・ 米議会政府監査院、航空輸送システムの次世代化により、サイバー攻撃を受ける可能性が強まったと指摘。米航空運輸局に包括的な対策強化改善を求める。 ・ 米Verizon、約80,000件のセキュリティインシデントおよびデータ侵害が確認された2,100件以上の情報を分析した結果、サイバー攻撃技術が高度化する一方で、昔ながらのフィッシング、ハッキングなどの手口が大半(70%)であることが判明。 ・ マサチューセッツ工科大学、インターネット上で取引されるデジタル通貨について、暗号化技術、経済学、プライバシーの専門家等により、安全性など技術的課題を研究するプロジェクトを発足。 ・ MicrosoftとYahoo!、2009年締結の検索事業の提携内容を見直し。検索結果表示や広告販売方法をより柔軟に。 ・ 米国防総省、サイバー攻撃から米国のコンピュータ網を守るための新戦略を発表。シリコンバレーに拠点を作り、サイバー部隊の規模を2016年までに現行の3倍の6,200人体制へ。 ・ ドイツ技術者協会など主要産業団体、第4次産業革命構想「インダストリー4.0」の国際標準化の枠組みに関する報告書を公表。 ・ Apple、腕時計型端末「Apple Watch」を8カ国1地域で発売開始。

国 内	海 外
2015年5月	
<ul style="list-style-type: none"> ・産業技術総合研究所、「人工知能研究センター」設立。 ・携帯電話のSIMロック解除が義務化。 ・クリエイティブ・コモンズ、著作権を放棄し、パブリックドメインへの提供意思を表明できるCC0の日本語版を正式公開。 ・衆議院、個人情報保護法改正案審議開始。向井内閣官房審議官が「携帯電話番号は個人識別番号に該当するとは言えない」と答弁。 ・全国消費生活センター、2014年度の個人情報に関する問い合わせが急増。前年度から約1万件増加し、約57,000件に。 ・観光庁、訪日旅行者のニーズ把握のため、TwitterやスマホのGPS機能による位置情報などのビッグデータを活用した動態調査を実施。 ・政府主導、ロボット普及推進組織「ロボット革命イニシアティブ協議会」発足。 ・ニフティ、ホームページ運営サービスの管理サーバへの不正アクセスで、最大約18万人のFTPアカウントとパスワード漏えいの可能性。 ・京都大学他、「秘密分散技術」を用いた電子カルテバックアップシステム開発。 ・衆議院、個人情報保護法とマイナンバー法の改正案を原案どおり可決。 ・情報処理推進機構(IPA)とJPCERT/CC、「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」改訂。 ・総務省情報セキュリティアドバイザーボード、「サイバーセキュリティ政策推進に関する提言」公表。 ・内閣官房サイバーセキュリティセンター(NISC)とNICT、サイバーセキュリティ基本法等を踏まえた包括的な協力協定を締結。 ・国立国会図書館、デジタル資料公開に向け、著作権者の連絡先を確認できない「孤児著作物」著作者5万人の公開調査を開始。 ・日本UAS産業振興協議会他、つくば市に日本初のドローン試験飛行場開設。研究開発、人材育成促進を目指す。 ・NTTドコモ、「FIDO Alliance」にボードメンバーとして加入。新しい認証方式FIDOを活用し、指紋と虹彩、異なる生体認証方式をオンライン認証に対応させるのは世界初。 ・総務省、欧州委員会通信総局と次世代通信ネットワーク(5G)を巡る戦略的協力に関する共同宣言に署名。 ・厚生労働省、カルテなど医療分野の情報を一元管理するマイナンバーの導入方針を明らかに。 ・インベスター・ネットワークス、サンリオなどの株主情報、最大約14,000人分流出。不正アクセスの形跡なく、社内からのデータ漏えいと判断。 	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州委員会、デジタル単一市場実現に向けた主要政策の工程表を発表。2015年末までに採択される新しいEUデータ保護法に基づき、e-プライバシー指令の見直しを行うなど、16年末までに取り組むべき16項目の主要政策を明記。 ・米ニューヨーク連邦控訴裁、米国家安全保障局(NSA)が愛国者法に基づいて行っていた一般市民の通話履歴収集を違法と判断。 ・米連邦巡回控訴裁判所、AppleがSamsungを提訴したスマホ関連の特許侵害による9億3,000万ドルの損害賠償訴訟で、Appleが問題とした製品イメージに関する知的財産(トレードドレス)侵害について一部差戻し。 ・Trend Micro調査、米広告配信会社MadAdsMediaがサイバー攻撃を受けた影響で、配信広告が掲載されたサイトにアクセスしただけで不正サイトに誘導される遠隔操作ウイルスに感染するおそれ。4～5月の被害は全世界で約22万件。 ・Apple、Facebook等米大手IT企業他、オバマ大統領にセキュリティの弱体化を招く政策の導入に反対する公開書簡を提出。 ・中国政府、2017年末までに約1兆1,300億元以上を投資し、インターネット通信速度を大幅に引き上げる方針を固める。 ・米司法省、天津大学教授ら中国籍の6人を産業スパイ、企業秘密窃盗等の罪で起訴。 ・米健康保険会社CareFirst BlueCross BlueShield、サイバー攻撃被害により、顧客約110万人の個人情報流出の可能性を発表。 ・米内閣入庁、納税者向けオンラインサービス「Get Transcript」で、約10万人分のアカウントが不正アクセス被害。ユーザの社会保障番号や住所、生年月日などを他所で事前に入手し、アカウントにアクセスした模様。 ・米議会上院、同時多発テロを受けて成立した愛国者法の規定に基づきNSAが行ってきた一般市民の通話記録を収集する法の審議延長に失敗。法は5月末で失効。

国内	海外
2015年6月	
<ul style="list-style-type: none"> ・「セキュアドローン協議会」設立。ドローンの安心・安全とシステム操作環境、セキュアなクラウドサービス構築を目指し、まずは精密農業へのドローン活用に向けた実証実験を開始。 ・日本年金機構、メール添付のウイルス感染による不正アクセスで年金情報約125万件流出を公表。本件に関する相談件数は3万件超え。 ・警視庁、中国サイトから「Windows7」の海賊版をダウンロードして客に利用させたとして、中国籍のネット接続会社社長らを著作権法違反(複製など)で逮捕。中国の犯罪グループが同社のサイトを利用して、動画投稿サイト利用者の個人情報を抜き取るサイバー攻撃を行っていた可能性あり。 ・大阪地裁、「捜査対象者の車両にGPS端末を取り付ける捜査手法は対象者のプライバシー侵害にあたるため、裁判所の令状ない実行は重大な違法」と判断。GPSの位置情報を基に作成された捜査報告書は証拠採用されず。 ・トレンドマイクロ調査、過去1年間のサイバー攻撃被害を受けた企業は約7割。約2割が被害総額1億円以上。 ・NTT等重要インフラ大手約30社、「産業横断サイバーセキュリティ人材育成検討会」発足。産業界でのサイバー攻撃対策取組みの情報共有化、人材育成の基盤構築を目指す。 ・参院内閣委員会、日本年金機構の情報漏えい事件を受け、マイナンバー法改正案の採決を当面見送り決定。制度自体は2016年1月運用開始とするも、年金分野のマイナンバー利用は時期を遅らせる見通し。 ・外務省と防衛省、米国へのサイバー攻撃を集団的自衛権行使要件に該当するとの見解。 ・東京商工会議所、標的型ウイルス感染により、セミナー参加者情報約7,000件が流出の可能性。 ・横浜地裁、リベンジポルノ防止法違反で容疑者有罪に。同法違反容疑での逮捕は全国初。 ・警視庁他、他人の無線LANに不正接続して無断利用した男を電波法違反容疑で逮捕。無線LANのただ乗りでの摘発は全国初。 ・石油連盟、標的型メールによるウイルス感染により最大約27,000人分の個人情報流出の可能性。 ・ソフトバンク、人型ロボット「Pepper」の初回予約受付、開始1分で完売。 ・政府、「『日本再興戦略』改訂2015」閣議決定。設備、技術、人材に対する未来投資による生産性革命の実現と活力ある日本経済の取戻しを図る。 ・総務省、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」改正。 ・新日本プロレス、不正アクセスで、チケット購入者らの個人情報、最大延べ18,000人分が流出。 <p>< JIPDEC関連ニュース ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIPDEC・日本商工会議所共催「企業におけるマイナンバー制度実務対応セミナー」参加申込者アンケート調査、「マイナンバー対応中」は約30% 規模・地域で差。 ・ JIPDEC・日本商工会議所共催「企業におけるマイナンバー制度実務対応セミナー」参加者アンケート調査、マイナンバー対応 準備計画作成に苦慮 危機感薄い経営層も。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国公安当局、インターネット検閲活動強化の一環で、北京他約50地域で、「微博(ウェイボー)」などSNSにネット警察の公式サイトを開設。 ・ 米議会上院、5月末に失効した一般市民の通話履歴収集方法を見直した「米国自由法案」可決成立。通信会社が記録を保管し、情報機関が記録を入手するためには裁判所の命令が必要に。 ・ IDC調査、IoTの2020年世界市場は現在の約3倍、1兆7,000億ドル規模に拡大の見通し。 ・ Facebook、連動アプリのハッシュ関数「SHA-1」サポートを打ち切り、「SHA-2」使用を義務づけ。 ・ 米人事管理局(OPM)、不正侵入により約400万人の職員、元職員の個人情報流出の可能性。 ・ Microsoft、ベルギー首都ブリュッセルに、同社と「Government Security Program(GSP)」契約を締結した政府機関にセキュアな環境で製品ソースコードを開示する施設「Transparency Center」を開設。 ・ 米情報技術工業協議会と米ソフトウェア情報産業協会、オバマ大統領に対し、暗号化技術の役割を阻害するいかなる政策、法案にも反対するとの公開書簡を提出。 ・ Apple、ストリーミング方式の定額音楽配信サービス「Apple Music」を世界で配信開始。日本では先行してNTTドコモなど携帯各社、LINEなどが音楽配信サービスに参入。 ・ Europol、欧州企業のメールに不正侵入を繰り返し、多額の現金を詐取していたサイバー犯罪集団を摘発、49人を逮捕。 ・ 仏独立行政機関(CNIL)、Googleに対し、「忘れられる権利」の適用を全世界対象とするよう指示。 ・ ベルギープライバシー保護委員会、Facebookに対し、同社のユーザや他のインターネット利用者の動向の監視を批判し、提訴。 ・ Google、最新の試作車を利用して自動運転車の実証実験を公道で開始。 ・ マネーロンダリングに関する金融活動作業部会(FATF)、仮想通貨取引に国際的規制強化を提言。

国内

海外

2015年7月

- ・ NICT、7月1日午前にうろう秒挿入。平日実施は18年ぶり。
- ・ 東京電力と中部電力、電力使用量の「見える化」本格導入へ。スマートメーター設置の全顧客に対しサービス開始。
- ・ さいたま地裁、グーグル検索結果から過去の逮捕歴を削除するよう求める仮処分申請を受け、グーグルに削除命令。グーグルは異議申立ての方針。
- ・ 金融庁、金融分野のサイバーセキュリティ強化に対する取組み方針公表。
- ・ 政府、「改正不正競争防止法」成立。企業秘密を海外に流出させた場合の刑罰を国内よりも重く設定。
- ・ フジテレビジョン、民法初の4K対応番組配信。
- ・ 総務省、IP電話乗っ取り被害多発を受け、通信会社に不審通信の強制遮断を要請。
- ・ 警察庁、改正児童ポルノ禁止法で、写真、映像所持者に罰則適用。
- ・ KDDI、通信設備不具合による携帯電話の通信障害で、最大796万件に影響。
- ・ 学研ホールディングス、不正アクセスにより約22,000人分の個人情報流出の可能性。
- ・ 理化学研究所、スパコンランキング「Graph 500」で「京」が首位を奪還。
- ・ 東京大学、不正アクセスで学生、教職員の個人情報最大約36,000件が流出の可能性。
- ・ タミヤ、不正アクセスにより顧客情報最大10万件以上流出の可能性。
- ・ 警視庁、DDoS攻撃の留学生容疑者を電子計算機損壊等業務妨害容疑で逮捕。DDoS攻撃での逮捕は全国初。
- ・ IPA調査、第2四半期は「身代金要求型マルウェア」が前期の5倍に急増。
- ・ ヤフー、ユーザの生活を豊かにすることを目的にIoT製品、ウェブサービスのAPIを集めた事業者向けプラットフォームサービス「myThingsプラットフォーム」と、ユーザ向けスマホアプリ「myThings」公開。
- ・ シャトラーゼ、不正アクセスにより会員20万人の個人情報流出の可能性。
- ・ 東京工業大学、ICカードなどに利用されている強誘電体メモリで、従来よりも大容量の情報を蓄積できるメモリ用新材料を開発。
- ・ 東芝、対応機器に近づけるだけで写真、動画が高速送信できる、近接無線転送技術「TransferJet」を搭載した世界初のSDHCメモリカード発売。
- ・ 総務省調査、ウェブサービス提供企業の3割が不正ログイン被害。2段階認証は4割が導入。

- ・ 中国全国人民代表大会常務委員会、国家安全法可決。主要ネットワーク、情報システムの包括的安全管理を目的に。
- ・ 伊監視ソフト販売会社Hacking Team、ハッキング被害に遭い、各国政府などの顧客リスト流出の可能性。
- ・ OPM、サイバー攻撃により職員2,150万人の社会保険番号などが流出の可能性。管理局長は引責辞任へ。
- ・ Microsoft、「Windowsサーバ2003」のサポート終了。終了時点での稼働台数は約6万台。
- ・ オバマ政権、低所得世帯対象に低価格高速インターネットサービス提供へ。「ConnectHome」プログラムで約20万人の児童・生徒が家庭でインターネット利用可能に。
- ・ Google、「Android」での広告収入目的による情報開示が同社のプライバシー保護方針に反するとの訴えで勝訴。
- ・ ミシガン大学、自動運転車専用の実験施設「Mcity」オープン。
- ・ スパコンランキング「Top500」、中国「天河2号」が5期連続首位。日本の「京」は4位。
- ・ Google、2014年5月以降の「忘れられる権利」による削除要請により評価した件数は約102万件、うち、41.9%を削除。
- ・ Microsoft、「Windows10」提供開始。「Windows7と8.1」利用者には初の1年間無料提供を実施。
- ・ 独データ保護監視機関、Facebookに対し、仮名使用のユーザに対する実名使用の強制措置を認めず。
- ・ Google、CNILによる全世界での「忘れられる権利」行使による検索結果消去命令を拒否。
- ・ Facebook、通信インフラ未整備地域で空からインターネット接続サービス提供のための巨大ドローン1号機完成。実用化に向け、年内に米国内で飛行試験実施予定。
- ・ 内部告発サイトWikiLeaks、日本政府、民間企業がNSAの盗聴対象となっていると公表。

国内	海外
2015年8月	
<ul style="list-style-type: none"> ・ マウント・ゴックス社長、ビットコインのデータ不正操作の疑いにより、私電磁的記録不正作出等容疑で逮捕へ。 ・ 内閣府、内閣府NPOホームページのメールアカウントが乗っ取られ、不特定多数のアドレスに約20,000件のメール送信。 ・ NICT、KDDI研究所、セキュアブレインと協力し、ウェブサイト改ざんによる不正プログラム感染拡大を防ぐ「ドライブ・バイ・ダウンロード攻撃(DBD攻撃)対策フレームワーク」の有効性検証のための実証実験開始。 ・ 国立情報学研究所(NII)、カメラなどによる顔認識を防ぎ、着用者のプライバシーを守る眼鏡型装置「プライバシーバイザー」の商品化を発表。NIIが協力し、福井県鯖江市のメカが商品化・量産。 ・ ソフトバンク、「Pepper」が同社グループ決算説明会で業績説明。ロボットによる説明は世界初。 ・ ヤフー、検索結果をSSLで暗号化。ウェブサイトのアクセス解析時、Yahoo!検索から流入したユーザの検索キーワードが解析不可能に。 ・ 警視庁サイバー犯罪対策課、18歳の自称「Zero Chiaki」を身代金型ウイルス「ランサムウェア」作成ソフト所持の疑いで逮捕。 ・ LINE、「Bug Bountyプログラム(脆弱性報奨金制度)」実施。脆弱性発見者に最高2万ドルの報奨金支払い。 ・ 三越伊勢丹ホールディングス、衣料品販売強化策としてIT活用。仮想試着やAIによるコーディネートを提案。 ・ 内閣官房、日本年金機構など政府関連機関へのサイバー攻撃急増を受け、2016年度サイバー対策予算は15年度予算の5倍、83億円要求へ。 ・ ヤフー、「Yahoo!メール」でアクセス障害発生。約260万人に影響。 ・ 国立青少年教育振興機構調査、日本の高校生のSNS利用率は82.9%、日米中韓で第1位。 <p><JIPDEC関連ニュース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インテリジェントウィルパワーとJIPDECが国税関係帳簿書類の電子化の普及に向けて業務提携。セイコーソリューションズがタイムスタンプで全面支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オバマ大統領、スパコンの研究開発推進に向け、「国家戦略コンピューティングイニシアティブ」を立ち上げる大統領令発令。 ・ 中国政府、ドローンとスパコンの輸出規制強化。 ・ Microsoft、バグ発見者への報奨金プログラムを変更。報奨金を5万ドルから最大10万ドルに引き上げ。 ・ 米統合参謀本部、ロシアのハッカーから機密扱いされていないメールシステムへの高度な攻撃を受け、電子メールシステムを停止。 ・ Google、持ち株会社「Alphabet」設立。現Googleはインターネット検索と広告事業を中核とする事業会社へ。 ・ Twitter、透明性レポートで同社へのアカウント情報の開示要請件数が増加し、過去最大の約4,300件に。 ・ 中国政府、ネット関連企業内に「ネット警務室」設置へ。ネット上での犯罪行為の迅速な把握、ウェブサイトの安全管理能力引き上げが目的。企業の動向監視の可能性大。 ・ 中国国家インターネット情報弁公室、天津の爆発事故に関するデマを流したとして、18のウェブサイトと永久閉鎖。32のウェブサイトを1カ月の閉鎖処分。 ・ 英政府法執行機関ICO、Googleが「忘れられる権利」で削除した記事の関連記事に削除要請した個人名が掲載されているのはデータ保護法違反、としてリンク9件の削除を命令。 ・ 米不倫サイトAshley Madison、ハッキングで個人情報盗まれ、約3,200万件の個人情報がインターネット上に公開される。 ・ Microsoft、「Windows95」が8月24日で発売20周年。記念に当時のテレビCM曲、Rolling Stonesの「Start Me Up」を24時間無料ダウンロード実施。 ・ 北カリフォルニア連邦地裁、Facebook上で約50万人のアカウントに2,700万件以上のスパムメールを送り付けた男に懲役3年および罰金25万ドルの実刑判決。 ・ Facebook、1日の利用者が初めて10億人に達したと発表。 ・ Microsoft、「Windows10」が提供開始1カ月で早くも世界で7,500万台以上がインストールされたとツイート。 ・ Akamai Technologies調査、第2四半期のDDoS攻撃は前年同期の132%増に。家庭用インターネット周辺機器を悪用した攻撃も。

国内

海外

2015年9月

- 国土交通省、自然災害発生時の現場情報を収集し、地図上に表示する「統合災害情報システム(DiMAPS)」運用開始。
- 「改正個人情報保護法」および「改正マイナンバー法」成立。
- 警察庁調査、2015年上半期のインターネットバンキング不正送金被害額は約15億4,400万円。特に信用金庫、信用組合での被害が前年同期の7,400万円から5億3,100万円に急増。
- ソニー、世界初の4K映像対応ディスプレイ搭載スマホの発売を発表。
- 政府、サイバーセキュリティ基本法に基づき、2020年代初頭までを見据えたサイバー空間の安全確保に向けた新指針「サイバーセキュリティ戦略」決定。
- ドローンの禁止空域、飛行方法を規制する改正航空法成立。
- 総務省、インターネットによる初の国勢調査実施。インターネット回答率は36.9%。
- 最高裁、「iPod」の特許侵害訴訟でアップルの上告を退け、3億3,000万円の支払いを命ず。
- 政府、地域経済システム「RESAS」に訪日観光客動向分析機能を拡充。同システムで収集・分析したビッグデータを用いて各地の観光スポットの割出、地方創生に役立たせる狙い。
- IPA、情報処理技術者試験に新区分「情報セキュリティマネジメント試験」創設。セキュリティ対策のための人材育成を目指す。
- 千趣会、子会社のインターネット通販サイトの不正アクセス被害で、会員約13万件の個人情報流出の可能性。
- 堺市、職員が約68万件の有権者情報などのデータを含む選挙システムを数年にわたって不正に持ち帰り、PCに保存していたと発表。
- 総務省、IoT/ビッグデータ時代に向け、IoTを支える情報通信インフラ整備や国際連携のあり方等を検討するための「IoT政策委員会」を設置。
- デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム、ビッグデータを用いて消費者が関心を持ちそうな広告を配信するシステムの特許を取得。
- NEC、NICT協力のもと、理論上盗聴できない「量子暗号通信」実用化に向けて国内で初の長期フィールド評価実験を開始。
- 東京周辺の公共交通事業者、ICT関連企業による「公共交通オープンデータ協議会」発足。2020年東京五輪に向け、各社が保有するリアルタイム型の運行情報サービスや外国人向けの情報提供実現・実用化を目指す。

- Microsoft、米政府からの顧客の電子メール提出命令に対し、連邦第2巡回控訴裁判所に令状差し止めを要請。
- Google、スマホ向け決済サービス「Android Pay」を開始。全米100万件以上の銀行、店舗で使用可能。
- Apple、「iPhone 6s」販売開始。画面を指で強く押すと情報が表示される3Dタッチ採用。
- 米連邦控訴裁判所、AppleがSamsung に特許侵害でモバイル機器の販売差し止めを求めていた訴訟で、Appleの主張を支持。
- Intel、「つながる自動車」の安全性向上のための検証機関「セキュリティ審査委員会」立上げ。サイバーセキュリティリスクを回避しつつ、技術の進展を目指す。
- Apple、アプリ開発ツール「Xcode」が改ざんされ、マルウェア感染したiOSアプリが大量に配信され、ユーザの個人情報が盗まれる事態に。Appleは再発防止策を表明。
- OPM、6月発生の個人情報流出問題で、指紋データの漏えい件数が約560万人分に及ぶと発表。流出総件数は7月発表の2,150万件のまま。
- Instagram、1カ月間のアプリ利用者が4億人に達したと発表。
- 米市場調査会社Marketer調査、2015年世界のSNS広告支出総額は前年比40.8%増の251億4,000万ドル。広告収入はFacebookが162億9,000万ドルで1位。
- Amazon、急ぎの荷物を一般の人に依頼して配達してもらう「Amazon Flex」開始。



JIPDEC IT-Report 2015 Winter

2015年12月15日発行(通巻第6号)

発行所 一般財団法人日本情報経済社会推進協会

〒106-0032 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル12階

TEL:03-5860-7555 FAX:03-5573-0561

制作 開成堂印刷株式会社

禁・無断転載